

傾斜面上の風倒木を除去するために、チェーンソーを用いて切り落とした根株に激突されたもの

発電所ダム専用道路法面保護工事現場において、傾斜面上の風倒木を除去するために、チェーンソーを用いてその木の根株と幹の間を切り落としたところ、その根株が傾斜面上を転がり落ちて被災者に激突し、外傷性血気胸により死亡した。



この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 災害発生時に傾斜面上を転がり落ちた木材について、くい止め、歯止め等木材が転落し、又はすべることによる危険を防止するための措置を労働者に講じさせていなかったこと。
- 2 木材の撤去作業について、作業標準が作成されていなかったこと。
- 3 安全衛生管理体制が実質上機能していなかったこと。

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 木材について、くい止め、歯止め等木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を労働者に講じさせること。
具体的には、次の措置を組み合わせさせて講じさせること。
 - ② 木材の根株が転がり落ちようとする方向から支柱を立てること
 - ② チルホールや滑車などのけん引具を用いて、木材の向きを変えたり、緩やかな斜面になっている場所へ移動させたりすること
 - ③ 斜め上方にある左右の立木から控えをとり、根株を固定すること
 - ④ 根株の上方からチェーンソー等を用いて根張り部分を除去し、根株の小型・軽量化を図ること。
- 2 木材の除去作業について、作業標準を作成し、これを関係労働者に周知すること。
- 3 安全衛生管理体制を整備し、組織的な安全対策の取組を行うこと。